

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年10月28日提出
【発行者名】	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 佐藤 輝幸
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
【事務連絡者氏名】	岡本 みのり
【電話番号】	03-5224-3400
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	イーストスプリング・ジャパン中小型厳選バリュー株ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

イーストスプリング・ジャパン中小型厳選バリュー株ファンド（以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
 - ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.85%（税抜3.5%）が上限となっております。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2025年10月29日から2026年4月27日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5224-3400（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

（９）【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、主としてわが国の金融商品取引所に上場されている（上場予定を含みます。）中小型株に実質的に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指した運用を行います。

ファンドの基本的性格

1）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株 式
	海外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
	年2回	日本	
	年4回	北米	
	年6回 (隔月)	欧州	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ
		オセアニア	
	日々	中南米	
	その他 ()	アフリカ	
不動産投信		中近東 (中東)	資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型
その他資産 (投資信託証券 (株式 中小型株))		エマージング	

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式 中小型株）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分の定義 >

1. 投資対象資産による属性区分

- (1) 株式
一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券
一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
- (3) 不動産投信
これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。
- (4) その他資産
組入れている資産を記載するものとする。
- (5) 資産複合
以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- 年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
年6回（隔月）：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
年12回（毎月）：目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分（重複使用可能）

- グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする

旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でもご覧頂けます。

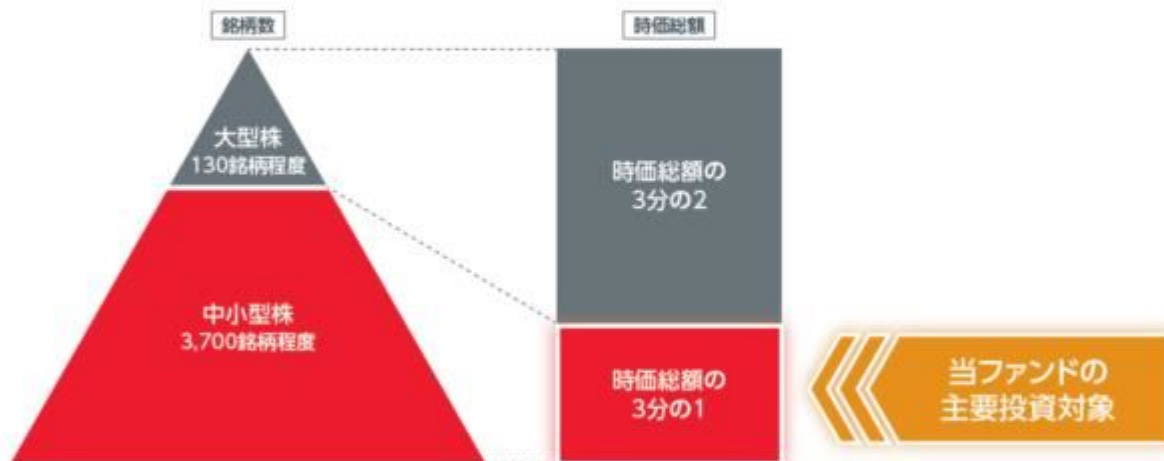
ファンドの特色

1 主として、わが国の中小型株^{*}に投資を行い、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。

※わが国の株式市場全体の時価総額のうち、下位3分の1を構成する銘柄とします。ただし、より大きな時価総額を持つ企業や、新規公開銘柄等へ投資を行うこともあります。

- ▶ 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ▶ 投資にあたっては、流動性を考慮することがあります。

日本の株式市場のイメージ図



出所：Bloomberg L.P.のデータによりイーストスプリング・インベストメンツが作成。
2025年7月末現在。

※銘柄数は2025年7月末現在のものであり、市場動向等により変動します。

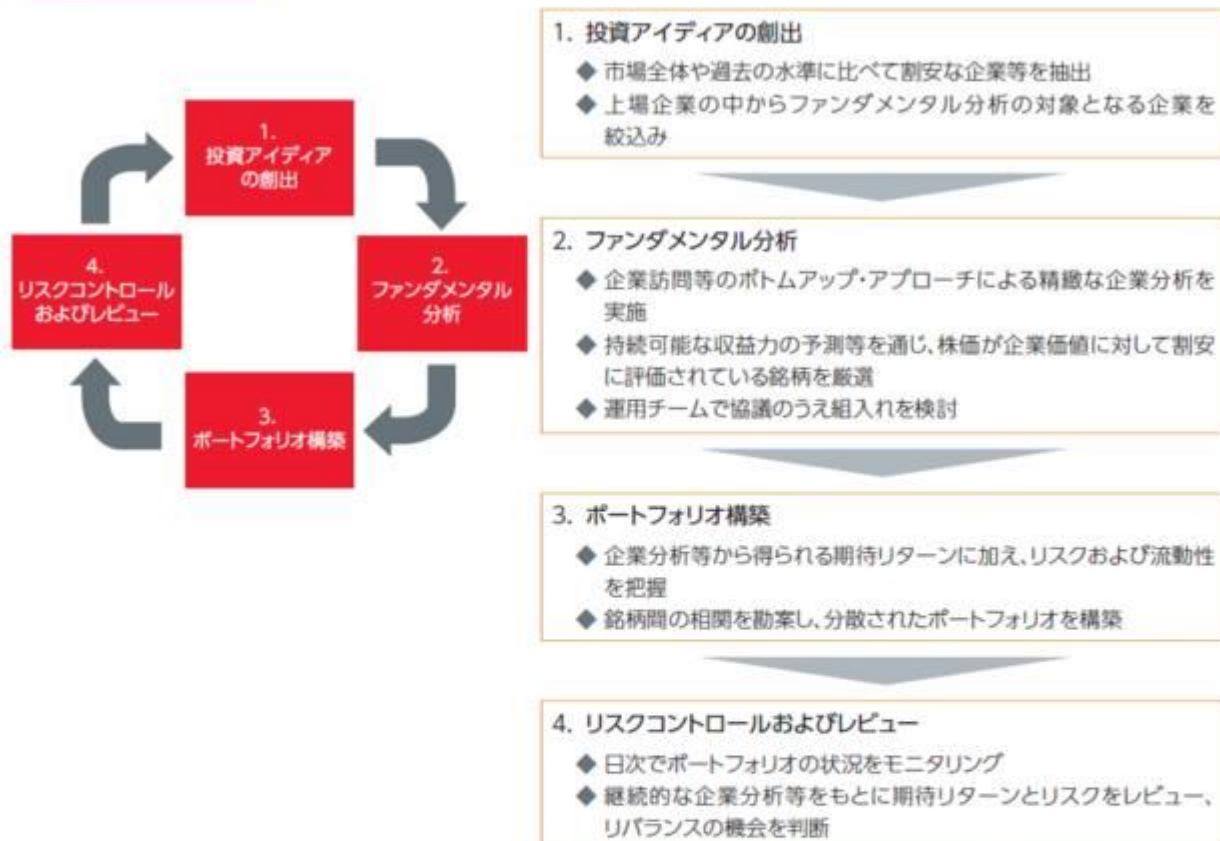
※上図は、参考情報としてわが国の上場株式の状況を表すために作成したイメージ図であり、当ファンドの投資ユニバースを表すものではありません。

また、今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

2 独自のバリュー投資の運用哲学に基づき、株価が企業価値に対して割安に評価されている銘柄へ集中投資を行います。

- ▶ 市場全体や過去の水準と比較して割安な銘柄を抽出し、ボトムアップ・アプローチによる精緻な分析から、企業の持続可能な収益力を予測します。

運用プロセス



※上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。

ファンドの仕組み



- ◆ 当ファンドは、ファミリーファンド方式を採用し、「イーストスプリング日本中小型株式マザーファンド」への投資を通じて、主としてわが国の株式に投資します。
- ◆ 「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみならずはベビーファンドに投資し、ベビーファンドはその資金を主としてマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

3 イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドが運用を行います。

- ▶ イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドに、運用の指図に関する権限を委託します。
- ▶ 経験豊富な少数精鋭の日本株式運用チームが、当ファンドの運用を担当します。
- ▶ イーストスプリング・インベストメンツの属するグループは、アジアにおける15の国や地域で生命保険および資産運用事業を展開しています。

<充実したアジアのネットワーク>



(2025年7月末現在)

4 年1回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。

- ▶ 原則として、毎年7月27日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等から、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
- ▶ 分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 外貨建資産への投資は、行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

信託金限度額

- ・ 700億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

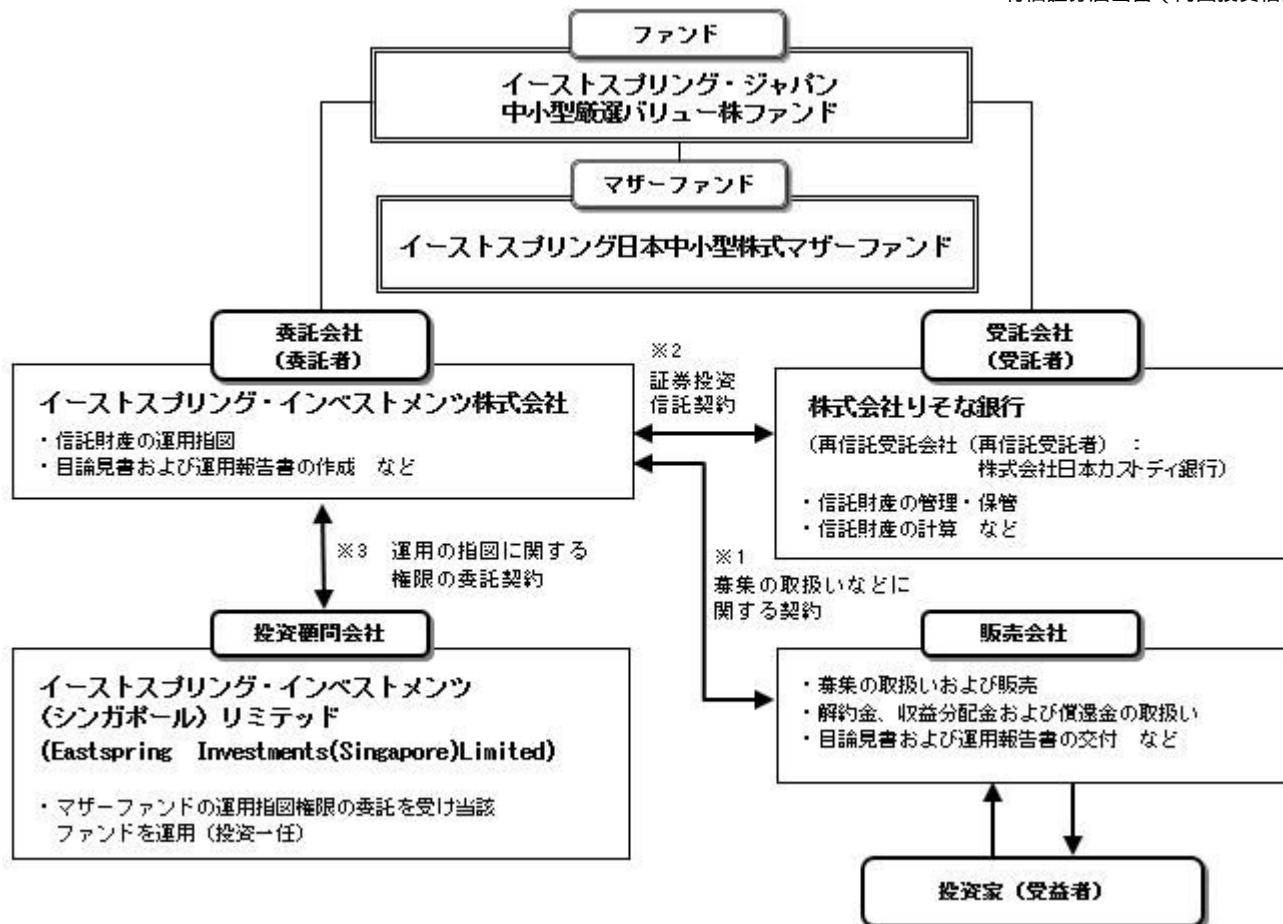
(2) 【ファンドの沿革】

2014年8月8日

- ・ ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
- 3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況（2025年7月末現在）

- 1) 資本金
649.5百万円
- 2) 沿革
1999年12月 「ピーピーエム投信投資顧問株式会社」設立
2000年 1 月 投資顧問業の登録
2000年 5 月 投資一任契約にかかる業務の認可を取得
2000年 5 月 証券投資信託委託業の認可を取得
2002年 1 月 ピーシーイー・アセット・マネジメント株式会社へ商号変更
2007年 9 月 金融商品取引法施行による金融商品取引業（投資助言・代理業、投資運用業、第二種金融商品取引業）のみなし登録
2010年12月 PCAアセット・マネジメント株式会社へ商号変更
2012年 2 月 イーストスプリング・インベストメンツ株式会社へ商号変更
- 3) 大株主の状況

株主名	住 所	所有株式数	所有比率
イーストスプリング・インベストメンツ・グループ・ピーティーイー・リミテッド	シンガポール共和国018936、 ストレイツ・ビュー 7	23,060株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主としてわが国の金融商品取引所に上場されている（上場予定を含みます。）中小型株に投資を行い、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位に維持します。株式以外の資産への実質投資割合（信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価

総額の割合を乗じて得た額との合計額が信託財産の総額に占める割合）は、原則として信託財産総額の50%以内とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

＜イーストスプリング・ジャパン中小型厳選バリュー株ファンド＞

イーストスプリング日本中小型株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

１）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ）有価証券

ロ）デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。）

ハ）約束手形

ニ）金銭債権

２）次に掲げる特定資産以外の資産

イ）為替手形

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主としてイーストスプリング・インベストメンツ株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結されたイーストスプリング日本中小型株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

１）株券または新株引受権証書

２）国債証券

３）地方債証券

４）特別の法律により法人の発行する債券

５）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６）資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

７）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

８）協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

９）資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10）コマーシャル・ペーパー

11）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）から11）までの証券または証書の性質を有するもの

13）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14）投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下15）において同じ。）で15）に定めるもの以外のもの

15）投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下15）において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券

16）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

17）オフショウを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

18）預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

19）外国法人が発行する譲渡性預金証書

20）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

21）抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

22）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

23）外国の者に対する権利で22）の有価証券の性質を有するもの

なお、１）の証券または証書、12）および18）の証券または証書のうち１）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２）から６）までの証券および15）の証券ならびに12）および18）の証券または証書のうち２）から６）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13）および14）の証券（新投資口予約権証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１）預金

２）指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３）コール・ローン

４）手形割引市場において売買される手形

５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を上記の1)から6)に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

<イーストスプリング日本中小型株式マザーファンド>

主としてわが国の金融商品取引所に上場されている（上場予定を含みます。）中小型株を投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ) 有価証券

ロ) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条、および第23条で定めるものに限ります。）

ハ) 約束手形

ニ) 金銭債権

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

有価証券の指図範囲

委託者（委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1) 株券または新株引受権証券

2) 国債証券

3) 地方債証券

4) 特別の法律により法人の発行する債券

5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10) コマーシャル・ペーパー

11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)から11)までの証券または証書の性質を有するもの

13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14) 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下15)において同じ。）で15)に定めるもの以外のもの

15) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下15)において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券

16) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

17) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

18) 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

19) 外国法人が発行する譲渡性預金証券

20) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

21) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

22) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

23) 外国の者に対する権利で22)の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書、12)および18)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および15)の証券ならびに12)および18)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)および14)の証券（新投資口予約権証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

委託者は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を上記の1)から6)に掲げる金融商品により運用す

ることを指図することができます。

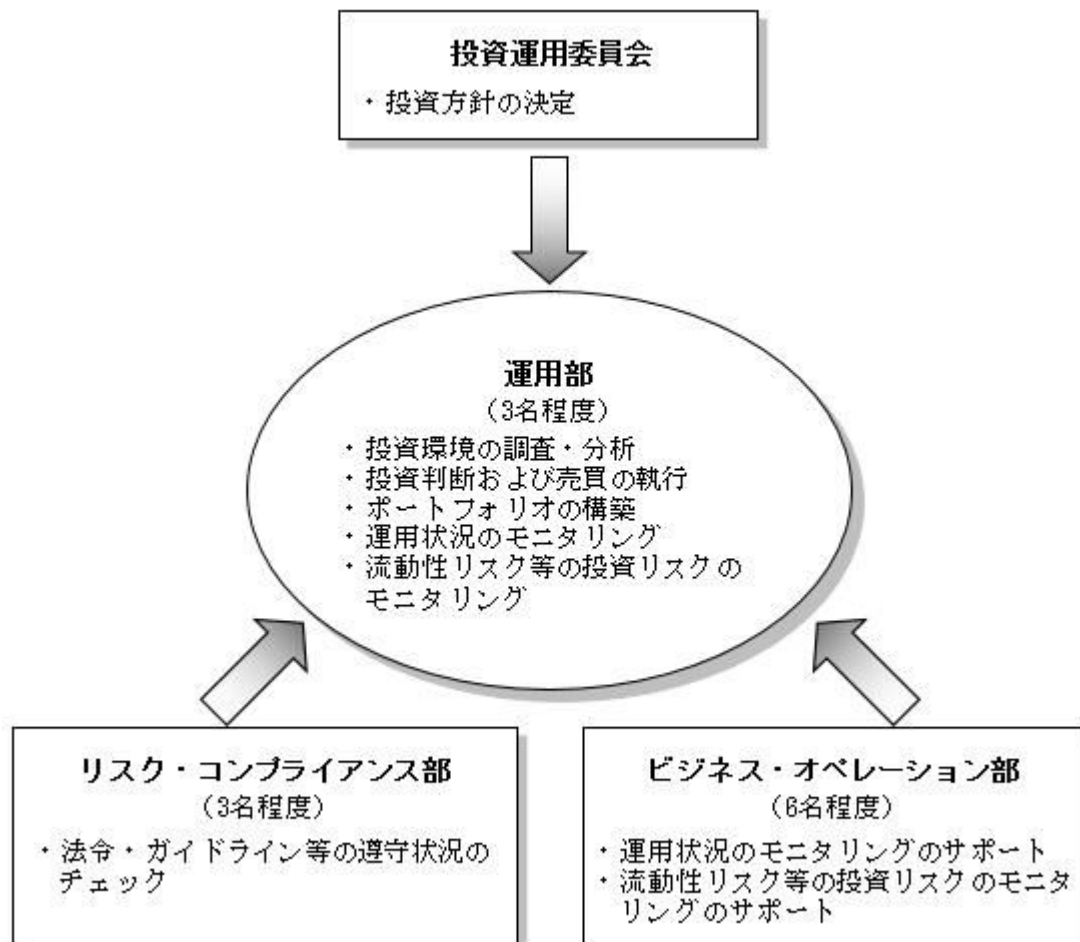
投資対象とするマザーファンドの概要
 <イーストスプリング日本中小型株式マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	主としてわが国の金融商品取引所に上場されている（上場予定を含みます。）中小型株を投資対象とします。
投資態度	主としてわが国の金融商品取引所に上場されている（上場予定を含みます。）中小型株に投資を行い、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。 独自のバリュー投資の運用哲学に基づき、株価が企業価値に対して割安に評価されている銘柄へ集中投資を行います。 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。 株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以内とします。 イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 外貨建資産への投資は、行いません。 デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的および先物外国為替取引により資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的のため、約款第21条、第22条および第23条の範囲で行います。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

（３）【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

<委託会社の運用体制および内部管理体制>



1. 投資運用委員会において投資方針の決定を行います。
2. 運用部は投資環境の調査・分析を行います。これらの調査・分析結果を踏まえ、投資運用委員会により決定された投資方針に基づいて、運用部が投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、流動性リスク等の投資リスクのモニタリングも行います。

< 運用体制に関する社内規則 >

委託会社は、投資運用業の業務運営に関する社内規程に則り運用を行います。

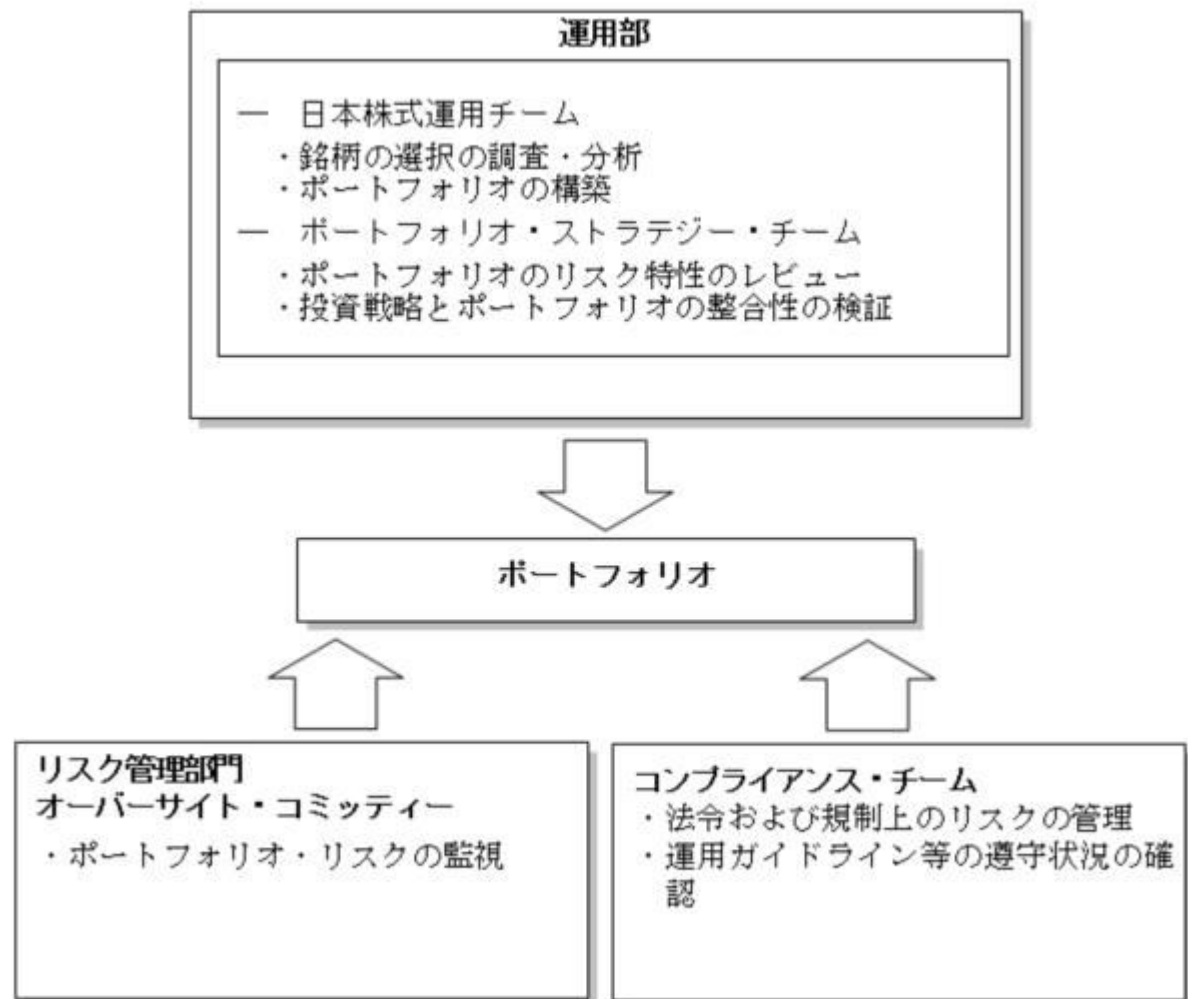
< 委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制 >

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行います。また、内部統制に関する外部監査人による報告書等を定期的に受取り、業務執行体制のモニタリングを行います。

投資顧問会社に対しては社内規程に則り、経営管理態勢や業務執行態勢等に関して規定で定める事項について継続的に審査および評価を行い、その結果を投資運用委員会に報告します。委託会社は、投資一任契約に基づき、投資顧問会社に当ファンドのマザーファンドの運用指図に関する権限を委託します。

上記体制は2025年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 投資顧問会社の運用体制 >



1. 運用部の日本株式運用チーム（以下「運用チーム」）が、個別銘柄の調査・分析を行います。
2. 運用チームのポートフォリオ・マネジャーはアナリストを兼務し、調査分析を行います。分析結果をチームで共有し、投資方針に基づきポートフォリオの構築を行います。
3. 運用部はリスク管理も運用プロセスの一部とし、ポートフォリオ・ストラテジー・チームが週次にてリスク特性のレビューおよびポートフォリオの精査を行います。
4. 運用チームから独立したリスク管理部門や四半期ごとに開催されるオーバーサイト・コミッティーにおいて、ポートフォリオ・リスクの監視を行います。また、コンプライアンス・チームでは、法令および規制上のリスクを管理し、運用ガイドライン等の遵守状況の確認を行います。

上記体制は2025年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託者が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益分配金の支払い

< 分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース） >

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

< 分配金受取りコース（一般コース） >

毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

約款に定める投資制限

< イーストスプリング・ジャパン中小型厳選バリュー株ファンド >

- 1) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- 3) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 4) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 5) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 6) 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 7) 外貨建資産への投資は、行いません。
- 8) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的および先物外国為替取引により資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的のため、約款第23条、第24条および第25条の範囲で行います。
- 9) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 10) 投資する株式等の範囲
 - イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 11) 信用取引の指図範囲
 - イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ロ) イ)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができますものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（約款第26条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- 12) 先物取引等の運用指図
 - イ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
 - ロ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 13) スワップ取引の運用指図
 - イ) 委託者は、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
 - ニ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 14) 金利先渡取引の運用指図
 - イ) 委託者は、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
 - ニ) 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
 - ホ) 14)に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本と

して定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- 15) デリバティブ取引等に係る投資制限
デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 16) 有価証券の貸付けの指図および範囲
イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けをすることの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
ロ) イ)の1.から3.までに定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
ハ) 委託者は、有価証券の貸付けにあたり必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 17) 資金の借入れ
イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
ニ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< イーストスプリング日本中小型株式マザーファンド >

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- 3) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 4) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 5) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 6) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 7) 外貨建資産への投資は、行いません。
- 8) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的および先物外国為替取引により資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的のため、約款第21条、第22条および第23条の範囲で行います。
- 9) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 10) 投資する株式等の範囲
イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 11) 信用取引の指図範囲
イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けをすることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
ロ) イ)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができますものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（約款第24条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

12) 先物取引等の運用指図

イ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
ロ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

13) スワップ取引の運用指図

イ) 委託者は、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
ニ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

14) 金利先渡取引の運用指図

イ) 委託者は、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
ハ) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
ニ) 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
ホ) 14) に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

15) デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

16) 有価証券の貸付けの指図および範囲

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けを行うことの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
ロ) イ) の1. から3. までに定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
ハ) 委託者は、有価証券の貸付けにあたり必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

法令による投資制限

- 1) 同一法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）
同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。
- 2) デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）
委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行うこと、または継続することを受託会社に指図しません。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の主な変動要因およびその他の留意点

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、値動きのある有価証券を実質的な主要投資対象とするため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当

ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

株価変動リスク

株式の価格は、内外の政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。当ファンドは主に株式に実質的に投資を行いますので、基準価額は株価変動の影響を受けます。

当ファンドは中小型株に実質的に投資を行います。中小型株は株式市場全体の動きと比較して株価が大きく変動することがあり、基準価額に大きな影響を与える場合があります。また、中小型株の値動きが株式市場全体の値動きと異なる場合、基準価額の値動きは株式市場全体の値動きと異なることがあります。

信用リスク

有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、当該有価証券等の価格が大きく下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。当ファンドが組入れた有価証券等にこうした事態が起こった場合は、基準価額の下落要因となります。

流動性リスク

組入れた有価証券等の市場規模が小さく取引量が少ない場合、または市場が急変した場合、当該有価証券等を売買する際に、希望する時期や価格で売買できない場合があります。不利益を被るリスクがあります。当ファンドの一部解約金の支払資金手当てのために、実質的に組入れた有価証券等を売却する場合には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額の下落要因となる可能性があります。

（注）基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

当ファンドは、預金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。マザーファンドは、複数のベビーファンドの資金を運用する場合があるため、他のベビーファンドからのマザーファンドへの資金流入の動向が、基準価額の変動要因となることがあります。

分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情（非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合に、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付を中止すること、すでに受付けた受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付を取消すこと、またはその両方を行うことがあります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

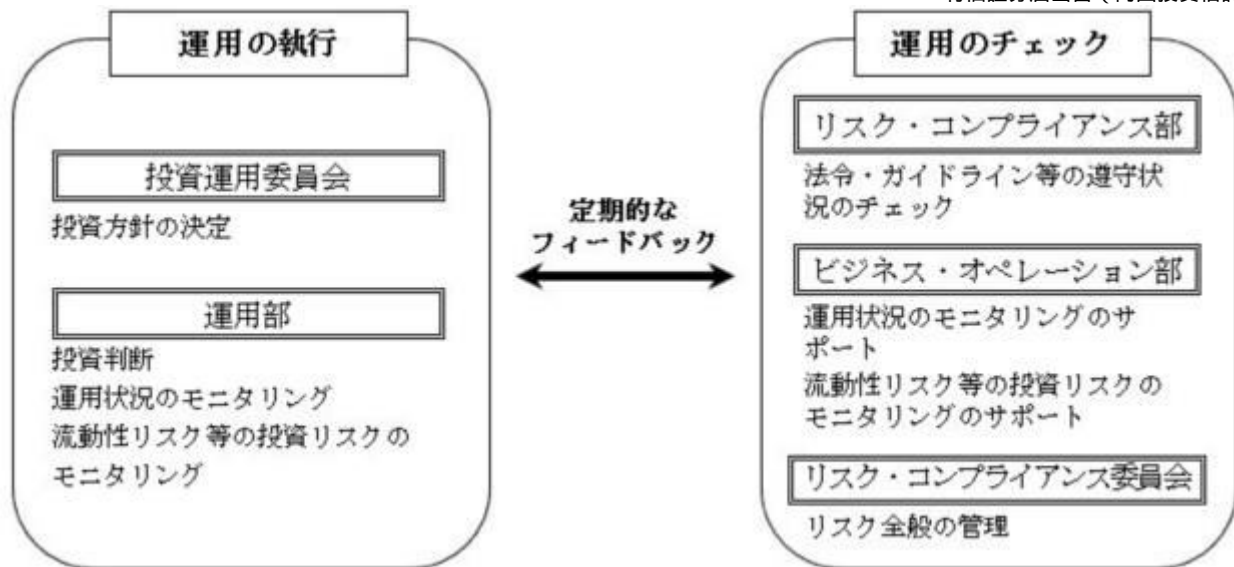
当ファンドの運用体制、リスク管理体制等は、今後、変更される場合があります。

法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。

（２）リスク管理体制

当ファンドの投資リスクに対する管理体制は、以下の通りです。

<委託会社における投資リスク管理体制>



- ・投資運用委員会において投資方針の決定を行います。
- ・運用部は、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認を求められます。また、マザーファンドの運用の委託先である投資顧問会社における投資方針の遵守状況および運用状況の確認ならびに投資リスク等のフロント・モニタリングを行うとともに、当該委託先に対して運用状況に関する定期的な報告を求めています。
- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めています。運用部は、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施し、投資運用委員会に報告します。投資運用委員会は、危機発生時において流動性リスク管理手段の採択・発動などを行い、リスク・コンプライアンス委員会は、その検証などを行います。また、リスク・コンプライアンス委員会および取締役会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や態勢について監督します。
- ・ビジネス・オペレーション部は、運用状況および流動性リスク等の投資リスクのモニタリングのサポートを行います。
- ・リスク・コンプライアンス部は、法令・ガイドライン等の遵守状況や利益相反の有無等に関する委託先の定期的な報告を求めるなど所要のモニタリングを行い、必要に応じて助言や意見表明を行うとともに、リスク・コンプライアンス委員会に報告します。
- ・リスク全般の管理はリスク・コンプライアンス委員会が行います。リスク管理に関する重要報告事項については、リスク・コンプライアンス部が、リスク・コンプライアンス委員会等に報告し、審議します。

上記体制は2025年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 投資顧問会社における投資リスク管理体制 >

- ・日次でインベストメント・モニタリングチーム、コンプライアンス・チームが、ガイドライン等の遵守状況の確認を行います。
- ・週次で行われるポートフォリオ・ミーティングにおいて、ポートフォリオの性質およびリスクについて報告されます。
- ・月次で開催されるリスク&パフォーマンス・ミーティングにおいて、運用実績およびリスク管理状況の分析を行います。
- ・オーバーサイト・コミッティーが四半期ごとに開催され、運用実績およびリスク管理についてレビューを行います。

上記体制は2025年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

《参考情報》

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

2020年8月末～2025年7月末

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2020年8月末～2025年7月末



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年8月末を10,000として指数化しております。
 ※年間騰落率は、2020年8月から2025年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 ※2020年8月から2025年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
 ※決算日に対応した数値とは異なります。
 ※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株	配当込みTOPIX	配当込みTOPIXは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、配当込みTOPIXの指数値及び同指数に係る商標又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.85%（税抜3.5%）が上限となっております。
 - ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
 - ・＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- 申込手数料は、購入時におけるファンドや関連する投資環境の説明および情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料
ありません。
信託財産留保額
ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬
計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率1.683%（税抜1.53%）を乗じて得た額が信託報酬として計算されます。信託財産の費用として計上され、日々の基準価額に反映されます。

信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率	
委託会社	年率0.880%（税抜0.80%）
販売会社	年率0.770%（税抜0.70%）
受託会社	年率0.033%（税抜0.03%）

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	ファンドの運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

委託会社が受取る報酬には、マザーファンドの投資顧問会社であるイーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドへの投資顧問報酬（信託財産の純資産総額に年率0.40%以内を乗じて得た額）が含まれます。投資顧問報酬が支払われる時期は委託会社と投資顧問会社との間で別途合意した取り決めに基づくものとします。

（注）マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、受益者に対する公告費用等を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

委託会社は、上記に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額を信託財産から受取ることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受取る際に、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払った金額を受取る代わりに、かかる諸費用の金額を、あらかじめ、合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産から受取ることもできます。

上記の規定に基づき、諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。なお、諸費用は、信託財産の純資産総額に対して年率0.10%を上限とする額が毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。

上記の規定に基づき、諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産に計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、当該諸費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支払われ、委託会社の責任において、実際の支払いに充当します。

上記に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ、委託会社の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する諸費用等は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

信託財産において資金借入れを行った場合の借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

マザーファンドにおける上記 および の費用については、間接的に当ファンドの受益者が負担することになります。

その他の手数料等の役務の内容	
監査費用	監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用
売買委託手数料	有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料

上記（4）に掲げる「その他の手数料等」は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、

上限額等を表示することができません。

当ファンドにかかる上記（１）から（４）に掲げる「手数料等」の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法の概要は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
- ・当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

２）受益者が収益分配金を受け取る際

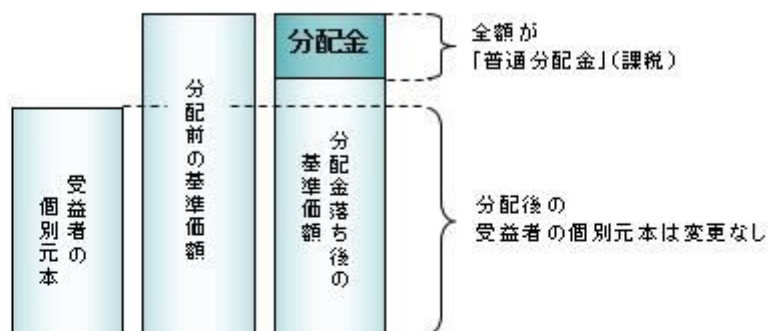
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

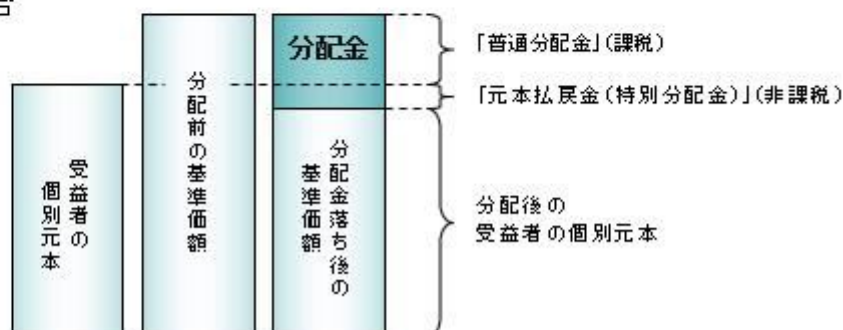
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

< 分配金に関するイメージ図 >

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
 上記は2025年7月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

<< 参考情報 >> ファンドの総経費率

対象期間：2024年7月30日～2025年7月28日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.69%	1.68%	0.01%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

【イーストスプリング・ジャパン中小型厳選バリュー株ファンド】

以下の運用状況は2025年 7月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	19,658,617,584	99.48
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	102,932,114	0.52
合計(純資産総額)		19,761,549,698	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	イーストスプリング日本中小型株式マザーファンド	5,060,784,550	3.8420	19,443,534,242	3.8845	19,658,617,584	99.48

□.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.48
合計	99.48

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第2計算期間末（2016年 7月27日）	13,337	13,337	1.1160	1.1160
第3計算期間末（2017年 7月27日）	7,430	7,430	1.5582	1.5582
第4計算期間末（2018年 7月27日）	5,663	5,663	1.6431	1.6431
第5計算期間末（2019年 7月29日）	3,668	3,668	1.3363	1.3363
第6計算期間末（2020年 7月27日）	2,463	2,463	1.1777	1.1777
第7計算期間末（2021年 7月27日）	3,100	3,100	1.7436	1.7436
第8計算期間末（2022年 7月27日）	2,834	2,834	1.8046	1.8046
第9計算期間末（2023年 7月27日）	3,055	3,083	2.2499	2.2699
第10計算期間末（2024年 7月29日）	24,150	24,321	2.8116	2.8316
第11計算期間末（2025年 7月28日）	19,610	19,610	3.0697	3.0697
2024年 7月末日	24,606	—	2.8491	—
8月末日	23,381	—	2.7080	—
9月末日	23,277	—	2.7074	—
10月末日	22,927	—	2.7127	—
11月末日	21,724	—	2.6528	—
12月末日	22,124	—	2.7682	—
2025年 1月末日	20,829	—	2.7549	—
2月末日	19,657	—	2.7106	—
3月末日	19,902	—	2.7789	—
4月末日	19,344	—	2.7353	—
5月末日	19,317	—	2.8391	—
6月末日	19,457	—	2.9186	—
7月末日	19,761	—	3.1030	—

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第2期	2015年 7月28日～2016年 7月27日	0.0000
第3期	2016年 7月28日～2017年 7月27日	0.0000
第4期	2017年 7月28日～2018年 7月27日	0.0000
第5期	2018年 7月28日～2019年 7月29日	0.0000
第6期	2019年 7月30日～2020年 7月27日	0.0000
第7期	2020年 7月28日～2021年 7月27日	0.0000
第8期	2021年 7月28日～2022年 7月27日	0.0000
第9期	2022年 7月28日～2023年 7月27日	0.0200
第10期	2023年 7月28日～2024年 7月29日	0.0200
第11期	2024年 7月30日～2025年 7月28日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第2期	2015年 7月28日～2016年 7月27日	13.0
第3期	2016年 7月28日～2017年 7月27日	39.6
第4期	2017年 7月28日～2018年 7月27日	5.4
第5期	2018年 7月28日～2019年 7月29日	18.7
第6期	2019年 7月30日～2020年 7月27日	11.9
第7期	2020年 7月28日～2021年 7月27日	48.1
第8期	2021年 7月28日～2022年 7月27日	3.5
第9期	2022年 7月28日～2023年 7月27日	25.8
第10期	2023年 7月28日～2024年 7月29日	25.9
第11期	2024年 7月30日～2025年 7月28日	9.2

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第2期	2015年 7月28日～2016年 7月27日	1,623,315,498	10,337,345,766
第3期	2016年 7月28日～2017年 7月27日	780,209,829	7,962,392,250
第4期	2017年 7月28日～2018年 7月27日	103,606,460	1,425,450,968
第5期	2018年 7月28日～2019年 7月29日	9,043,408	710,461,313
第6期	2019年 7月30日～2020年 7月27日	25,584,538	679,059,283
第7期	2020年 7月28日～2021年 7月27日	228,535,317	542,097,105
第8期	2021年 7月28日～2022年 7月27日	17,209,774	224,749,004
第9期	2022年 7月28日～2023年 7月27日	91,781,268	304,328,987
第10期	2023年 7月28日～2024年 7月29日	9,180,731,043	1,949,522,928
第11期	2024年 7月30日～2025年 7月28日	1,107,862,724	3,308,900,644

（参考）

イーストスプリング日本中小型株式マザーファンド

以下の運用状況は2025年 7月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	19,503,198,350	99.20
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	156,427,329	0.80
合計(純資産総額)		19,659,625,679	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
日本	株式	日揮ホールディングス	建設業	448,200	1,347.00	603,725,400	1,358.00	608,655,600	3.10
日本	株式	エア・ウォーター	化学	269,800	2,241.50	604,756,700	2,243.00	605,161,400	3.08
日本	株式	小糸製作所	電気機器	305,000	1,881.50	573,857,500	1,937.00	590,785,000	3.01
日本	株式	SUMCO	金属製品	486,600	1,240.50	603,627,300	1,197.00	582,460,200	2.96
日本	株式	日本化薬	化学	410,000	1,397.50	572,975,000	1,415.00	580,150,000	2.95
日本	株式	KHネオケム	化学	201,500	2,780.00	560,170,000	2,868.00	577,902,000	2.94
日本	株式	メタウォーター	電気・ガス業	209,500	2,521.00	528,149,500	2,742.00	574,449,000	2.92
日本	株式	ナブテスコ	機械	199,900	2,798.00	559,320,200	2,800.50	559,819,950	2.85
日本	株式	東京センチュリー	その他金融業	320,300	1,730.00	554,119,000	1,736.50	556,200,950	2.83
日本	株式	おきなわフィナンシャルグループ	銀行業	155,900	3,310.00	516,029,000	3,435.00	535,516,500	2.72
日本	株式	H.U.グループホールディングス	サービス業	161,700	3,235.00	523,099,500	3,257.00	526,656,900	2.68
日本	株式	沖電気工業	電気機器	328,200	1,556.00	510,679,200	1,580.00	518,556,000	2.64
日本	株式	スタンレー電気	電気機器	177,500	2,874.00	510,135,000	2,859.50	507,561,250	2.58
日本	株式	カチタス	不動産業	190,700	2,514.00	479,419,800	2,547.00	485,712,900	2.47
日本	株式	飯田グループホールディングス	不動産業	222,600	2,120.50	472,023,300	2,128.00	473,692,800	2.41
日本	株式	コンコルディア・フィナンシャルグループ	銀行業	462,800	980.00	453,544,000	1,011.00	467,890,800	2.38
日本	株式	イリソ電子工業	電気機器	160,500	2,890.00	463,845,000	2,914.00	467,697,000	2.38
日本	株式	エレコム	電気機器	236,900	1,933.00	457,927,700	1,963.00	465,034,700	2.37
日本	株式	スター精密	機械	262,500	1,752.00	459,900,000	1,749.00	459,112,500	2.34
日本	株式	リンテック	その他製品	145,300	3,019.49	438,733,332	3,040.00	441,712,000	2.25
日本	株式	山九	陸運業	49,500	8,661.00	428,719,500	8,879.00	439,510,500	2.24
日本	株式	マルハニチロ	水産・農林業	137,300	3,105.46	426,380,339	3,140.00	431,122,000	2.19
日本	株式	カネカ	化学	100,400	4,298.00	431,519,200	4,294.00	431,117,600	2.19
日本	株式	タクマ	機械	195,600	2,130.70	416,765,687	2,195.00	429,342,000	2.18
日本	株式	サトー	機械	197,400	2,143.00	423,028,200	2,142.00	422,830,800	2.15
日本	株式	名古屋鉄道	陸運業	255,900	1,648.00	421,723,200	1,644.50	420,827,550	2.14
日本	株式	イズミ	小売業	131,700	3,139.00	413,406,300	3,192.00	420,386,400	2.14
日本	株式	ナカニシ	精密機器	209,600	1,934.06	405,379,192	1,957.00	410,187,200	2.09
日本	株式	DIC	化学	133,900	2,991.00	400,494,900	2,993.00	400,762,700	2.04
日本	株式	住友重機械工業	機械	114,300	3,315.00	378,904,500	3,366.00	384,733,800	1.96

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	2.19
		建設業	4.19
		繊維製品	2.58
		化学	17.40
		ゴム製品	1.84
		金属製品	2.96
		機械	12.56
		電気機器	14.86
		輸送用機器	3.32
		精密機器	2.09
		その他製品	2.25
		電気・ガス業	2.92
		陸運業	5.93
		小売業	5.06
		銀行業	6.77
		その他金融業	2.83
		不動産業	6.79
		サービス業	2.68
合計			99.20

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報

運用実績

2025年7月31日現在

■基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。

※基準価額は、ファンド設定日の前営業日を10,000として表示しています。

※分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後かつ税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

基準価額	31,030円
純資産総額	197.6億円

■分配の推移

(1万口当たり・税引前)

決算期	分配金
2025年 7月	0円
2024年 7月	200円
2023年 7月	200円
2022年 7月	0円
2021年 7月	0円
設定来累計	400円

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。

■主要な資産の状況(マザーファンド)

資産別組入状況

資産の種類	比率(%)
現物株式	99.2
先物等	0.0
現金・その他	0.8

組入上位10業種

業種	比率(%)
1 化学	17.4
2 電気機器	14.9
3 機械	12.6
4 不動産業	6.8
5 銀行業	6.8
6 陸運業	5.9
7 小売業	5.1
8 建設業	4.2
9 輸送用機器	3.3
10 金属製品	3.0

※比率は、マザーファンドの純資産総額を100%として計算しています。

※業種区分は、東証33業種分類にもとづいています。

組入上位10銘柄

銘柄	業種	比率(%)
1 日揮ホールディングス	建設業	3.1
2 エア・ウォーター	化学	3.1
3 小糸製作所	電気機器	3.0
4 SUMCO	金属製品	3.0
5 日本化薬	化学	3.0
6 KHネオケム	化学	2.9
7 メタウォーター	電気・ガス業	2.9
8 ナブテスコ	機械	2.8
9 東京センチュリー	その他金融業	2.8
10 おきなわフィナンシャルグループ	銀行業	2.7

■年間収益率の推移

※当ファンドにはベンチマークはありません。



※年間収益率は、税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

※2025年は、7月末までの収益率です。

※最新の運用実績は別途、委託会社のホームページでご確認いただけます。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取

りコース（一般コース）>の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

< 分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

< 分配金受取りコース（一般コース）>

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 申込金額

取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

< 分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(6) 申込単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(8) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた取得申込みの受け付けを取消すること、またはその両方を行うことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

< 解約請求による換金 >

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) 解約制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金に制限を設ける場合があります。

(4) 解約価額

解約請求受付日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5224-3400（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

(5) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(6) 解約単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(8) 受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受け付けを中止すること、すでに受け付けた解約請求の受け付けを取消すること、またはその両方を行うことができます。

・解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取扱います。

3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

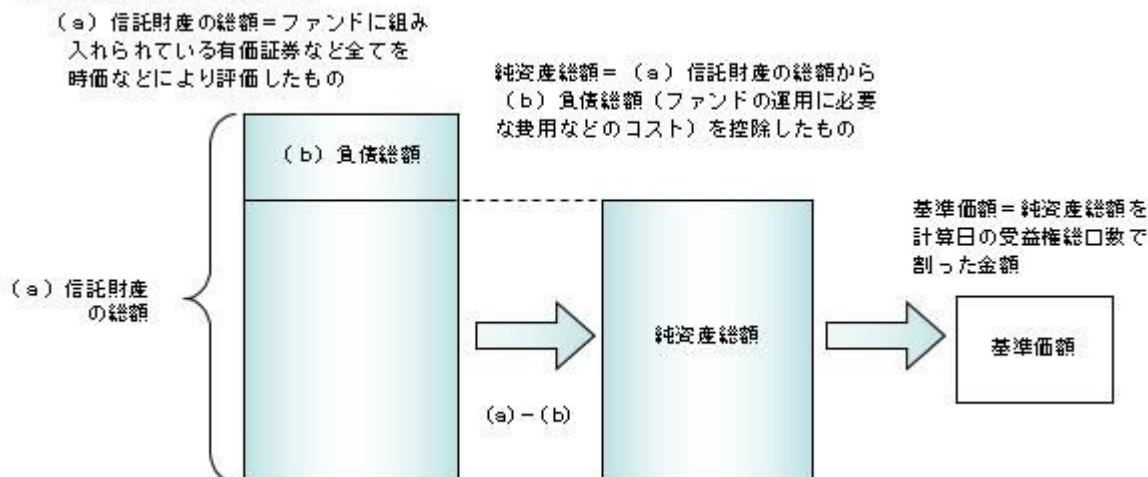
基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財

産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5224-3400（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（2014年8月8日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年7月28日から翌年7月27日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
- 二) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

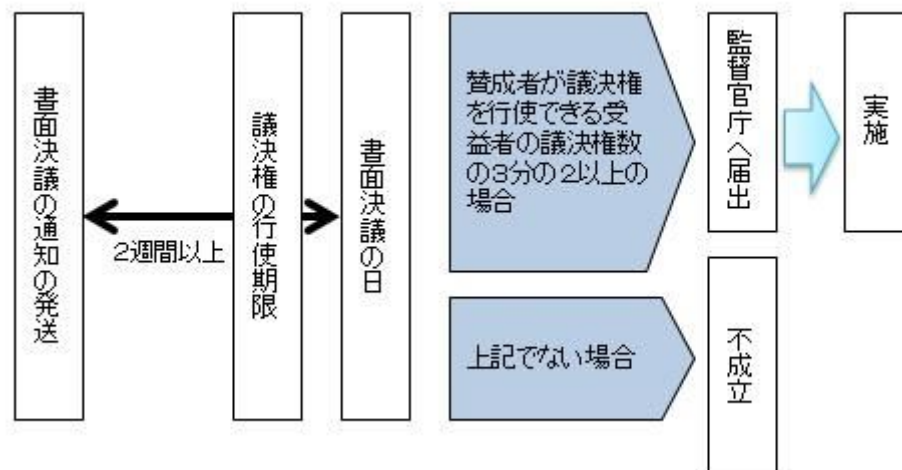
信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は原則として、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
 - ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2) 解約請求権
受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。
- (3) 帳簿閲覧権
受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間（2024年7月30日から2025年7月28日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【イーストスプリング・ジャパン中小型厳選バリュー株ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第10期 (2024年 7月29日現在)	第11期 (2025年 7月28日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	588,165,139	333,843,373
親投資信託受益証券	23,982,722,810	19,498,585,828
未収入金	19,000,000	398,000,000
未収利息	161	3,201
流動資産合計	24,589,888,110	20,230,432,402
資産合計	24,589,888,110	20,230,432,402
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	171,789,070	-
未払解約金	86,952,164	456,168,592
未払受託者報酬	3,511,626	3,181,598
未払委託者報酬	175,581,310	159,079,783
その他未払費用	1,912,130	1,355,580
流動負債合計	439,746,300	619,785,553
負債合計	439,746,300	619,785,553
純資産の部		
元本等		
元本	8,589,453,500	6,388,415,580
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	15,560,688,310	13,222,231,269
（ 分配準備積立金 ）	4,018,825,104	4,318,454,049
元本等合計	24,150,141,810	19,610,646,849
純資産合計	24,150,141,810	19,610,646,849
負債純資産合計	24,589,888,110	20,230,432,402

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第10期 自 2023年 7月28日 至 2024年 7月29日	第11期 自 2024年 7月30日 至 2025年 7月28日
営業収益		
受取利息	7,103	335,593
有価証券売買等損益	3,954,308,090	1,898,863,018
営業収益合計	3,954,315,193	1,899,198,611
営業費用		
支払利息	54,819	-
受託者報酬	5,468,468	6,921,986
委託者報酬	261,161,180	346,099,241
その他費用	2,652,169	2,288,092
営業費用合計	269,336,636	355,309,319
営業利益又は営業損失（ ）	3,684,978,557	1,543,889,292
経常利益又は経常損失（ ）	3,684,978,557	1,543,889,292
当期純利益又は当期純損失（ ）	3,684,978,557	1,543,889,292
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	494,691,146	175,798,909
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,697,704,584	15,560,688,310
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,558,614,501	1,898,909,591
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,558,614,501	1,898,909,591
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,714,129,116	5,957,054,833
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,714,129,116	5,957,054,833
分配金	171,789,070	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	15,560,688,310	13,222,231,269

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第11期 自 2024年 7月30日 至 2025年 7月28日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券につきましては、移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 2025年 7月27日が休業日のため、当計算期間末日を2025年 7月28日としております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第10期 自 2023年 7月28日 至 2024年 7月29日	第11期 自 2024年 7月30日 至 2025年 7月28日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	第10期 (2024年 7月29日現在)	第11期 (2025年 7月28日現在)
1. 元本の推移 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	1,358,245,385円 9,180,731,043円 1,949,522,928円	8,589,453,500円 1,107,862,724円 3,308,900,644円
2. 計算期間末日における受益権の総数	8,589,453,500口	6,388,415,580口
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.8116円 (28,116円)	3.0697円 (30,697円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第10期 自 2023年 7月28日 至 2024年 7月29日	第11期 自 2024年 7月30日 至 2025年 7月28日
1. 分配金の計算過程 A 費用控除後の配当等収益額 410,892,619円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 2,779,394,792円 C 収益調整金額 11,541,863,206円 D 分配準備積立金額 1,000,326,763円 E 当ファンドの分配対象収益額 15,732,477,380円 F 当ファンドの期末残存口数 8,589,453,500口 G 10,000口当たり収益分配対象額 18,316円 H 10,000口当たり分配金額 200円 I 収益分配金金額 171,789,070円	1. 分配金の計算過程 A 費用控除後の配当等収益額 516,977,213円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 1,202,710,988円 C 収益調整金額 8,903,777,220円 D 分配準備積立金額 2,598,765,848円 E 当ファンドの分配対象収益額 13,222,231,269円 F 当ファンドの期末残存口数 6,388,415,580口 G 10,000口当たり収益分配対象額 20,697円 H 10,000口当たり分配金額 0円 I 収益分配金金額 0円
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 (自 2023年 7月28日 至 2023年10月26日) 信託財産の純資産総額に年10,000分の45以内の率を乗じて得た金額 (自 2023年10月27日 至2024年 7月29日) 信託財産の純資産総額に年10,000分の40以内の率を乗じて得た金額	2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 信託財産の純資産総額に年10,000分の40以内の率を乗じて得た金額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

第10期 自 2023年 7月28日 至 2024年 7月29日	第11期 自 2024年 7月30日 至 2025年 7月28日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。 また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	2. 金融商品の内容及びそのリスク

当ファンドが保有する金融商品は有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券は「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 これらは、株価変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である投資運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

金融商品の時価等に関する事項

第10期 (2024年 7月29日現在)	第11期 (2025年 7月28日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第10期 (2024年 7月29日現在)	第11期 (2025年 7月28日現在)
	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	3,692,732,896	1,961,023,831
合計	3,692,732,896	1,961,023,831

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(2025年 7月28日現在)

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	イーストスプリング日本中小型株式マザーファンド	5,075,113,438	19,498,585,828	

合 計	5,075,113,438	19,498,585,828	
-----	---------------	----------------	--

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は口数を表示しております。

２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「イーストスプリング日本中小型株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「イーストスプリング日本中小型株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

イーストスプリング日本中小型株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

区 分	注記 番号	(2024年 7月29日現在)	(2025年 7月28日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		185,763,896	297,390,609
株式		23,744,864,680	19,295,232,520
未収入金		294,591,736	306,252,144
未収配当金		52,499,250	77,670,150
未収利息		50	2,851
流動資産合計		24,277,719,612	19,976,548,274
資産合計		24,277,719,612	19,976,548,274
負債の部			
流動負債			
未払金		276,193,861	78,692,681
未払解約金		19,000,000	398,000,000
流動負債合計		295,193,861	476,692,681
負債合計		295,193,861	476,692,681
純資産の部			
元本等			
元本	1、2	6,928,218,977	5,075,392,130
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		17,054,306,774	14,424,463,463
元本等合計		23,982,525,751	19,499,855,593
純資産合計		23,982,525,751	19,499,855,593
負債純資産合計		24,277,719,612	19,976,548,274

（注）「イーストスプリング日本中小型株式マザーファンド」の計算期間は原則として、毎年7月28日から翌年7月27日までであります。

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 2024年 7月30日 至 2025年 7月28日
----	--------------------------------

有価証券の評価基準及び評価方法	株式につきましては、移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価評価しております。 (1) 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段（外国証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場又は清算値段）で評価しております。計算期間の末日に当該金融商品取引所の最終相場等がない場合には、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会の店頭売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
-----------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

自 2023年 7月28日 至 2024年 7月29日	自 2024年 7月30日 至 2025年 7月28日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	(2024年 7月29日現在)	(2025年 7月28日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	1,128,379,576円	6,928,218,977円
期中追加設定元本額	6,493,617,540円	265,553,711円
期中一部解約元本額	693,778,139円	2,118,380,558円
元本の内訳		
イーストスプリング・ジャパン中小型厳選バリュー株ファンド	6,928,218,977円	5,075,113,438円
イーストスプリング・日本中小型株式ファンド（適格機関投資家専用）	-	278,692円
合計	6,928,218,977円	5,075,392,130円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	6,928,218,977口	5,075,392,130口
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3.4616円 (34,616円)	3.8420円 (38,420円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

自 2023年 7月28日 至 2024年 7月29日	自 2024年 7月30日 至 2025年 7月28日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。 また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品は有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券は「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 これらは、株価変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	2. 金融商品の内容及びそのリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である投資運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左
---	----

金融商品の時価等に関する事項	
(2024年 7月29日現在)	(2025年 7月28日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
2. 時価の算定方法 株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	(2024年 7月29日現在)	(2025年 7月28日現在)
	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
株式	1,699,249,508	1,218,685,629
合計	1,699,249,508	1,218,685,629

（注）上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(2023年 7月28日から2024年 7月29日まで及び2024年 7月30日から2025年 7月28日)に対応するものとなっております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

附属明細表

1. 有価証券明細表

(1) 株式

(2025年 7月28日現在)

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
マルハニチロ	130,600	3,103.00	405,251,800	
大成建設	26,500	8,591.00	227,661,500	
日揮ホールディングス	448,200	1,347.00	603,725,400	
日本毛織	198,000	1,394.00	276,012,000	
帝人	193,200	1,280.50	247,392,600	

住友化学	761,200	375.60	285,906,720	
東ソー	103,300	2,280.50	235,575,650	
エア・ウォーター	269,800	2,241.50	604,756,700	
カネカ	115,800	4,298.00	497,708,400	
K Hネオケム	201,500	2,780.00	560,170,000	
日本化薬	410,000	1,397.50	572,975,000	
関西ペイント	130,600	2,158.00	281,834,800	
D I C	133,900	2,991.00	400,494,900	
横浜ゴム	83,000	4,464.00	370,512,000	
S U M C O	486,600	1,240.50	603,627,300	
タクマ	159,700	2,124.00	339,202,800	
ナブテスコ	199,900	2,798.00	559,320,200	
サトー	197,400	2,143.00	423,028,200	
住友重機械工業	114,300	3,315.00	378,904,500	
タダノ	193,700	1,090.00	211,133,000	
スター精密	262,500	1,752.00	459,900,000	
ミネベアミツミ	155,000	2,391.50	370,682,500	
沖電気工業	328,200	1,556.00	510,679,200	
エレコム	236,900	1,933.00	457,927,700	
イリソ電子工業	160,500	2,890.00	463,845,000	
スタンレー電気	177,500	2,874.00	510,135,000	
小糸製作所	305,000	1,881.50	573,857,500	
三菱自動車工業	618,400	416.00	257,254,400	
マツダ	206,300	960.50	198,151,150	
テイ・エス テック	119,200	1,820.50	217,003,600	
ナカニシ	199,700	1,933.00	386,020,100	
リンテック	138,600	3,020.00	418,572,000	
メタウォーター	216,300	2,521.00	545,292,300	
名古屋鉄道	255,900	1,648.00	421,723,200	
ヤマトホールディングス	139,000	1,973.50	274,316,500	
山九	54,000	8,661.00	467,694,000	
クリエイトＳＤホールディングス	83,600	3,420.00	285,912,000	
イズミ	131,700	3,139.00	413,406,300	
アインホールディングス	48,900	5,805.00	283,864,500	
めぶきフィナンシャルグループ	397,400	812.50	322,887,500	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	462,800	980.00	453,544,000	
おきなわフィナンシャルグループ	155,900	3,310.00	516,029,000	
東京センチュリー	320,300	1,730.00	554,119,000	
大東建託	24,200	15,400.00	372,680,000	
飯田グループホールディングス	222,600	2,120.50	472,023,300	
カチタス	190,700	2,514.00	479,419,800	
H．U．グループホールディングス	161,700	3,235.00	523,099,500	
合 計	10,330,000		19,295,232,520	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2025年 7月31日現在です。

【イーストスプリング・ジャパン中小型厳選バリュー株ファンド】

【純資産額計算書】

資産総額	19,906,592,965円
負債総額	145,043,267円
純資産総額（ - ）	19,761,549,698円
発行済口数	6,368,435,822口
1口当たり純資産額（ / ）	3.1030円

（参考）

イーストスプリング日本中小型株式マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	19,833,322,054円
負債総額	173,696,375円
純資産総額（ - ）	19,659,625,679円
発行済口数	5,061,062,694口
1口当たり純資産額（ / ）	3.8845円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

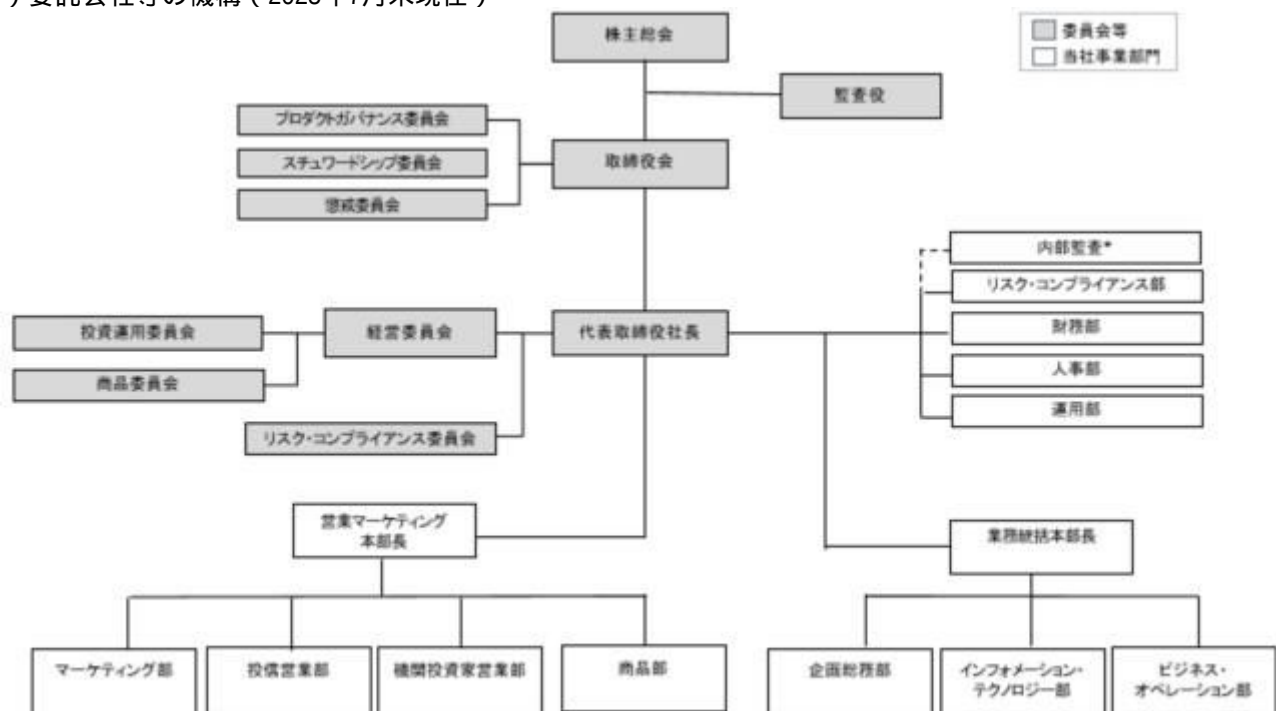
第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2025年7月末現在）

資本金の額	： 649.5百万円
発行する株式の総数	： 30,000株
発行済株式総数	： 23,060株
過去5年間ににおける主な資本金の増減	： 該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構（2025年7月末現在）



*内部監査はブルデンシャル・グループの内部監査部門に業務委託して実施する。

・会社の意思決定機構

取締役会は、当社の業務方針その他重要な事項を決し、取締役の職務の執行を監督する機関で、3名以上の取締役をもって構成します。取締役は株主総会において選任されます。取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終了の時までとし、任期満了前に退任した取締役の後任として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時まで、また、増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役の中より代表取締役を1名以上選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長は取締役会ごとに出席取締役の中から選任します。

取締役会は、定款および取締役会規程に定める事項のほか、経営委員会が上申する業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行います。

・運用体制

投資運用委員会において投資方針を決定します。運用部は投資環境の調査・分析を行い、これらの調査・分析結果を踏まえ、投資運用委員会により決定された投資方針に基づいて、投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、流動性リスク等の投資リスクのモニタリングも行います。

リスク・コンプライアンス部は、法令・ガイドライン等の遵守状況をチェックします。ビジネス・オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行い、必要なデータ等を提供します。これらの結果を運用部にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

・監督体制

業務執行ラインからの独立性を維持し潜在的な利益相反を排除する目的で、取締役会から直接委嘱された懲戒委員会、スチュワードシップ委員会、プロダクトガバナンス委員会を設置しています。

業務執行においては、代表取締役社長から委嘱された経営委員会とリスク・コンプライアンス委員会と、各々、当社の業務執行における意思決定機関、およびその法令遵守とリスク管理状況を監視する機関として設置されています。さらに、経営委員会から委嘱された投資運用委員会と商品委員会の各々が、専門的に顧客資産の運用状況や新商品の設計などに係わる審議・報告・承認を行い、その内容を経営委員会に報告しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、2025年7月末現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	26	898,654
合計	26	898,654

3【委託会社等の経理状況】

- 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

委託会社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第282条および第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

			(単位：千円)	
			前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
資産の部				
流動資産				
現金及び預金			1,825,477	3,040,961
有価証券			13,389	10,476
前払費用			61,876	90,906
未収委託者報酬			1,543,611	2,959,382
未収入金			33,458	109,699
流動資産合計			3,477,813	6,211,425
固定資産				
			1	
有形固定資産				
建物			107	101
器具備品			6,977	23,703
リース資産			0	0
有形固定資産合計			7,084	23,804
無形固定資産				
ソフトウェア			-	28,625
無形固定資産合計			-	28,625
投資その他の資産				
長期差入保証金			27,281	22,371
繰延税金資産			144,710	139,034
投資その他の資産合計			171,992	161,406
固定資産合計			179,077	213,835
資産合計			3,656,890	6,425,261
負債の部				
流動負債				
未払金				
未払手数料			857,995	1,669,440
関係会社未払金			153,822	335,477
その他未払金			34,702	58,824
未払費用			43,107	15,391
未払法人税等			95,262	728,159
預り金			19,999	13,364
賞与引当金		2	203,226	289,349
未払消費税等			68,755	222,139

リース債務	959	959
流動負債合計	1,477,832	3,333,106
固定負債		
退職給付引当金	280,216	319,786
リース債務	1,359	399
固定負債合計	281,575	320,186
負債合計	1,759,408	3,653,292
純資産の部		
株主資本		
資本金	649,500	649,500
資本剰余金		
資本準備金	616,875	616,875
資本剰余金合計	616,875	616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	631,107	1,505,593
利益剰余金合計	631,107	1,505,593
株主資本合計	1,897,482	2,771,968
純資産合計	1,897,482	2,771,968
負債・純資産合計	3,656,890	6,425,261

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日）	当事業年度 （自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日）
営業収益		
委託者報酬	4,967,312	9,668,416
運用受託報酬	9,370	-
その他営業収益	244,302	349,230
営業収益合計	5,220,984	10,017,646
営業費用		
支払手数料	2,497,032	5,227,756
広告宣伝費	70,638	72,486
調査費	163,733	291,780
委託調査費	623,280	705,794
委託計算費	102,191	109,937
通信費	8,102	7,710
諸会費	2,659	4,573
営業費用合計	3,467,638	6,420,040
一般管理費		
役員報酬	167,076	145,762
給料・手当	602,392	590,464
賞与	138,601	235,551
交際費	3,861	2,777
旅費交通費	14,486	18,903
租税公課	29,868	45,945
不動産賃借料	121,669	122,366
退職給付費用	70,977	65,662
減価償却費	1,398	6,809
採用費	15,239	4,148
専門家報酬	20,139	15,233
業務委託費	31,524	38,398
敷金の償却	4,909	4,909
諸経費	92,997	131,819
一般管理費合計	1,315,142	1,428,752
営業利益	438,204	2,168,853
営業外収益		
受取利息	5	84
受取配当金	12	12
有価証券売却益	32,679	562
有価証券評価益	435	-
為替差益	1,377	-
雑収入	33	27
営業外収益合計	34,544	685
営業外費用		
有価証券評価損	-	630

為替差損	-	23,379
営業外費用合計	-	24,010
経常利益	472,748	2,145,529
税引前純利益	472,748	2,145,529
法人税、住民税及び事業税	87,072	735,366
法人税等調整額	144,710	5,676
法人税等合計	57,638	741,042
当期純利益	530,386	1,404,486

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

（単位：百万円）

項目	株主資本				純資産 合計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金	株主資本 合計	
			その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	649,500	616,875	100,720	1,367,095	1,367,095
当期変動額					
当期純利益	-	-	530,386	530,386	530,386
当期変動額合計	-	-	530,386	530,386	530,386
当期末残高	649,500	616,875	631,107	1,897,482	1,897,482

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

（単位：百万円）

項目	株主資本				純資産 合計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金	株主資本 合計	
			その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	649,500	616,875	631,107	1,897,482	1,897,482
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	530,000	530,000	530,000
当期純利益	-	-	1,404,486	1,404,486	1,404,486
当期変動額合計	-	-	874,486	874,486	874,486
当期末残高	649,500	616,875	1,505,593	2,771,968	2,771,968

〔注記事項〕

（重要な会計方針）

１．資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券

時価法により行っております。

２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 18年

器具備品 4年～6年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当期の計上額はありません。

（２）賞与引当金

役員及び従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当期末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しており、退職給付引当金に含めて開示しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客の資産を管理・運用する義務を負っており、投資運用サービスから委託者報酬及び運用受託報酬を獲得しております。

契約における履行義務の充足に伴い、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。

また、当社の関係会社から受け取る振替収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（貸借対照表関係）

1. 固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度末 (2023年12月31日)	当事業年度末 (2024年12月31日)
建物	113,359 千円	113,365 千円
器具備品	58,171 千円	61,871 千円
リース資産	5,234 千円	5,234 千円
計	176,764 千円	180,471 千円

（注）上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

2. 消費税等の取り扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

（損益計算書関係）

1. 減価償却実施額

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
有形固定資産	1,398 千円	3,934 千円
無形固定資産	- 千円	2,874 千円
計	1,398 千円	6,809 千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度 期首株式数	前事業年度 増加株式数	前事業年度 減少株式数	前事業年度 末株式数
普通株式	23,060株	-	-	23,060株

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024/3/22 定時株主総会	普通株式	500,000	利益剰余金	21,682	2023/12/31	2024/3/22

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数
普通株式	23,060株	-	-	23,060株

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024/3/22 定時株主総会	普通株式	530,000	利益剰余金	22,983	2023/12/31	2024/3/22

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025/3/24 定時株主総会	普通株式	1,404,000	利益剰余金	60,884	2024/12/31	2025/3/24

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業などの金融サービス事業を行っております。そのため、資金運用については、預金等の短期的で安全性の高い金融資産に限定し、顧客利益に反しない運用を行っております。また、借入等の資金調達及びデリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びリスク

有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっております。

営業債権である未収入金は、主に同一の親会社をもつ会社への債権であり、リスクは僅少となっております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

また、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、有価証券について、毎月末に時価を算出し評価損益を把握しております。

また、営業債権について、定期的に期日管理及び残高管理を行っております。

なお、長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、定期的に管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

前事業年度末（2023年12月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券	13,389	13,389	-
長期差入保証金	27,281	27,135	146

当事業年度末（2024年12月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券	10,476	10,476	-
長期差入保証金	22,371	21,971	401

(注1) 現金及び預金、未収委託者報酬、未収入金、未払金、未払費用及び預り金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度末（2023年12月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,825,477	-	-	-
未収委託者報酬	1,543,611	-	-	-
未収入金	33,458	-	-	-
長期差入保証金	-	27,281	-	-
合計	3,402,547	27,281	-	-

当事業年度末（2024年12月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,040,961	-	-	-
未収委託者報酬	2,959,382	-	-	-
未収入金	109,699	-	-	-
長期差入保証金	-	22,371	-	-
合計	6,110,042	22,371	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度末（2023年12月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	13,389	-	13,389
資産計	-	13,389	-	13,389

当事業年度末（2024年12月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	10,476	-	10,476
資産計	-	10,476	-	10,476

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

「有価証券」

解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な解約制限がない非上場投資信託については、基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度末（2023年12月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	27,135	-	27,135
資産計	-	27,135	-	27,135

当事業年度末（2024年12月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	21,971	-	21,971
資産計	-	21,971	-	21,971

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

「長期差入保証金」

差入保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、「時価」には、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

（有価証券関係）

売買目的有価証券

	前事業年度 （自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日）	当事業年度 （自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日）
事業年度の損益に含まれた評価差額	435千円	630千円

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資

産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めない
と認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によってお
ります。

（退職給付関係）

1. 採用している退職金制度の概要

退職一時金制度を採用しております。退職給付会計に関する実務指針(平成11年9月14日 日本公認会計士
協会会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)によ
り、当期末において発生していると認められる額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労
金の当期末所要額も退職給付引当金に含めて計上しております。

2. 退職給付債務に係る期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
退職給付引当金期首残高	261,756 千円	280,216 千円
退職給付費用	86,131 千円	75,149 千円
退職給付の支払額	67,671 千円	35,579 千円
退職給付引当金期末残高	280,216 千円	319,786 千円

(注) 上表については、役員に対する退職慰労金に係る金額を含めて表示しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	70,977 千円	65,662 千円

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年12月31日)	(単位：千円) 当事業年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金損金算入限度超過額	47,545	69,252
退職給付引当金損金算入限度超過額	85,802	97,918
未払費用否認額	7,664	25,488
未払事業税	6,049	35,905
株式報酬費用	2,456	2,472
資産除去債務	27,363	28,866
減損損失	7,940	4,922
繰越欠損金	28,779	-
有価証券評価損	174	450
その他	639	505
繰延税金資産の総額	214,415	265,782
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	28,779	-
将来減算一時差異等の合計に係る 評価性引当額	40,925	126,748
評価性引当額小計	69,704	126,748
繰延税金資産合計	144,710	139,034
繰延税金資産の純額	144,710	139,034

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2023年12月31日) (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	-	-	-	-	-	28,779	28,779
評価性引当金	-	-	-	-	-	28,779	28,779
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金28,779千円(法定実効税率を乗じた額)の全額について、評価性引当金を計上して
おります。

当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みの計画により、回収不
可能と判断し、繰延税金資産を認識しておりません。

当事業年度(2024年12月31日)

該当事項はありません。

3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原 因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2023年12月31日)

法定実効税率 (調整)	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.70%
住民税均等割	0.20%
評価性引当額の増減	28.58%
繰越欠損金の利用	18.23%
その他	0.10%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.19%

当事業年度(2024年12月31日)

法定実効税率 (調整)	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.84%
住民税均等割	0.04%
評価性引当額の増減	4.44%
繰越欠損金の利用	1.34%
その他	0.07%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.54%

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド	英国 ロンドン市	3,303百万 米ドル	持株 会社	被所有 間接100%	管理業務の 委託 情報システム 関連契約	情報関連費 の支払	4,111	未払金	4,055

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の 子会社	イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド	シンガポール	1百万 シンガ ポール ドル	投資 運用業	なし	サービス契約	その他営業収 益の受取(注2)	244,302	未収 入金	32,418
						調査業務の 委託 計算業務の 委託 管理業務の 委託 情報システム 関連契約	委託調査費の 支払(注1)	541,969	未払金	101,230
							委託計算費の 支払(注1)	422		
							情報関連費の 支払	22,459	未収 入金	1,039
親会社の 子会社	イーストスプリング・インベストメンツ・サービス・プライベートリミテッド	シンガポール	1千5万 シンガ ポール ドル	その他 サービ ス業	なし	情報システム 関連契約	情報関連費の 支払	13,768	未払金	9,227
親会社の 子会社	ブルーデンシャル・サービス・アジア	マレーシア	319百万 マレーシ アリン ギット	サービ ス業	なし	情報システム 関連契約	業務委託	712	未払金	673
親会社の 子会社	ブルーデンシャル・サービス・シンガポール・プライベートリミテッド	シンガポール	2 シンガ ポール ドル	サービ ス業	なし	情報システム 関連契約	業務委託	24,202	未払金	24,579

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 委託調査費及び委託計算費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

(注2) その他営業収益は関連会社等が運用する海外投信に係る通信・取次ぎ・翻訳業務のサービス報酬でありま

す。
料率は関連会社間で協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記
Prudential plc（ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、シンガポール証券取引所、香港証券取引所に上場）
Prudential Corporation Asia Limited
Prudential Holdings Limited
Prudential Corporation Holdings Limited
Eastspring Investments Group Pte. Ltd.

当事業年度（自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日）

1. 関連当事者との取引
(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド	英国 ロンドン市	146百万米ドル	持株会社	被所有 間接100%	管理業務の委託 情報システム 関連契約	情報関連費の支払	4,149	未払金	3,478
							業務委託	25,432	未払金	-

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド	シンガポール	1百万シンガポールドル	投資運用業	なし	サービス契約	その他営業収益の受取(注1)	347,593	未収入金	108,409
						調査業務の委託 計算業務の委託 管理業務の委託 情報システム 関連契約	委託調査費の支払(注2)	635,211	未払金	131,295
							委託計算費の支払(注2)	50		
							情報関連費の支払	29,228	未払金	165,774
							業務委託	117,686		
親会社の子会社	ブルーデンシャル・サービス・シンガポール・プライベートリミテッド	シンガポール	2シンガポールドル	サービス業	なし	管理業務の委託 情報システム 関連契約	情報関連費の支払	2,183	未払金	-
							業務委託	24,032	未払金	12,058

取引条件及び取引条件の決定方針等
(注1)その他営業収益は関連会社等が運用する海外投信に係る通信・取次ぎ・翻訳業務のサービス報酬であります。
料率は関連会社間で協議の上合理的に決定しております。
(注2)委託調査費及び委託計算費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

2. 親会社に関する注記
Prudential plc（ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、シンガポール証券取引所、香港証券取引所に上場）
Prudential Corporation Asia Limited
Prudential Holdings Limited
Prudential Corporation Holdings Limited
Eastspring Investments Group Pte. Ltd.

(収益認識に関する注記)
1. 収益を分解した情報
当社の収益構成は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
委託者報酬	4,967,312 千円	9,668,416 千円
運用受託報酬	9,370 千円	- 千円
その他営業収益	244,302 千円	349,230 千円
計	5,220,984 千円	10,017,646 千円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針)4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社の報告セグメントは「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客からの営業収益	4,967,312	9,370	244,302	5,220,984

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客からの営業収益	9,668,416	-	349,230	10,017,646

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
イーストスプリング・インド株式オープン	1,422,702	投資運用業
イーストスプリング・インド消費関連ファンド	1,047,059	投資運用業

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
イーストスプリング・インド消費関連ファンド	3,065,141	投資運用業
イーストスプリング・インド株式オープン	2,979,316	投資運用業

(注) 個別の外部顧客資産の集積である投資信託を、主要な顧客の単位としております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
1株当たり純資産額	82,284円57 銭	120,206円79 銭
1株当たり当期純利益金額	23,000円29 銭	60,905円75 銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
当期純利益	530,386 千円	1,404,486 千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株主に係る当期純利益	530,386 千円	1,404,486 千円
普通株式の期中平均株式数	23,060 株	23,060 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

1. 中間貸借対照表

(単位:千円)

当中間会計期間末
(2025年6月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金		1,691,771
有価証券		72,318
前払費用		57,077
未収委託者報酬		2,650,937
未収入金		93,212
流動資産合計		4,565,316
固定資産	1	
有形固定資産		
建物		98
器具備品		22,646
リース資産		0
有形固定資産合計		22,745
無形固定資産		
ソフトウェア		25,475
無形固定資産合計		25,475
投資その他の資産		
長期差入保証金		19,916
繰延税金資産		75,321
投資その他の資産合計		95,238
固定資産合計		143,459
資産合計		4,708,775
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料		1,496,194
関係会社未払金		212,340
その他未払金		61,622
未払費用		13,775
未払法人税等		305,738
預り金		19,234
賞与引当金		87,832
未払消費税等	2	64,837
リース債務		879
流動負債合計		2,262,455
固定負債		
退職給付引当金		351,216
固定負債合計		351,216
負債合計		2,613,671
純資産の部		
株主資本		
資本金		649,500
資本剰余金		
資本準備金		616,875
資本剰余金合計		616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		828,729
利益剰余金合計		828,729
株主資本合計		2,095,104
純資産合計		2,095,104
負債・純資産合計		4,708,775

2. 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 2025年1月 1日
至 2025年6月30日)

営業収益		
委託者報酬		4,863,304
その他営業収益		200,904
営業収益合計		5,064,209
営業費用		3,257,342
一般管理費	1	741,787
営業利益		1,065,079
営業外収益		
受取利息		607
受取配当金		156
有価証券売却益		18
有価証券評価益		1,356
為替差益		5,149
雑収入		2
営業外収益合計		7,288
経常利益		1,072,367
税引前中間純利益		1,072,367
法人税、住民税及び事業税		281,519
法人税等調整額		63,712
法人税等合計		345,232
中間純利益		727,135

3. 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

（単位：千円）

項目	株主資本				純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	
		資本準備金	その他利益 剰余金		
			繰越利益 剰余金		
当期首残高	649,500	616,875	1,505,593	2,771,968	2,771,968
当中間期変動額					
剰余金の配当	-	-	1,404,000	1,404,000	1,404,000
中間純利益	-	-	727,135	727,135	727,135
当中間期変動額合計	-	-	676,865	676,865	676,865
当中間期末残高	649,500	616,875	828,729	2,095,104	2,095,104

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券

時価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	18年
器具備品	4年～6年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当中間会計期間の計上額はありません。

(2) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当中間会計期間末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しており、退職給付引当金に含めて開示しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客の資産を管理・運用する義務を負っており、投資運用サービスから委託者報酬を獲得しております。

契約における履行義務の充足に伴い、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。

また、当社の関係会社から受け取る振替収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(中間貸借対照表関係)

1. 固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

有形固定資産

	当中間会計期間末 (2025年6月30日)
建物	113,368 千円
器具備品	64,024 千円
リース資産	5,234 千円
計	182,627 千円

(注) 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

2. 消費税等の取り扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

1. 減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日)
有形固定資産	3,042 千円
無形固定資産	3,150 千円
計	6,192 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数
普通株式	23,060株	-	-	23,060株

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025/3/24 定時株主総会	普通株式	1,404,000	利益 剰余金	60,884	2024/12/31	2025/3/24

(金融商品関係)

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

1. 金融商品の時価等に関する事項

2025年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。
(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券	72,318	72,318	-
長期差入保証金	19,916	19,623	294

（注）現金及び預金、未収委託者報酬、未収入金、未払金、未払費用及び預り金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	72,318	-	72,318
資産計	-	72,318	-	72,318

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

「有価証券」

解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な解約制限がない非上場投資信託については、基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

（2）時価をもって中間貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	19,623	-	19,623
資産計	-	19,623	-	19,623

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

「長期差入保証金」

差入保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、「時価」には、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

（収益認識に関する注記）

1. 収益を分解した情報

当中間会計期間の収益構成は次のとおりです。

	当中間会計期間 (自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日)
委託者報酬	4,863,304 千円
その他営業収益	200,904 千円
計	5,064,209 千円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針)4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社の報告セグメントは「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

	(単位:千円)		
	委託者報酬	その他営業収益	合計
外部顧客からの営業収益	4,863,304	200,904	5,064,209

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
イーストスプリング・インド消費関連ファンド	1,637,484	投資運用業
イーストスプリング・インド株式オープン	1,448,543	投資運用業

(注) 上個別の外部顧客資産の集積である投資信託を、主要な顧客の単位としております。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日)
1株当たり純資産額	90,854円48銭
1株当たり中間純利益金額	31,532円34銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 (自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日)
中間純利益	727,135千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株主に係る中間純利益	727,135千円
普通株式の期中平均株式数	23,060株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2025年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	135,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社 S B I 証券	54,323百万円	
野村證券株式会社 ¹	10,000百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
マネックス証券株式会社	13,195百万円	
三菱 U F J e スマート証券株式会社	7,196百万円	
三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
楽天証券株式会社	19,495百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
PayPay銀行株式会社	72,216百万円	

¹ 新規のお申込みの取扱いは行いません。

(3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額 (2024年12月末現在)	事業の内容
イーストスプリング・インベストメンツ (シンガポール) リミテッド (Eastspring Investments (Singapore) Limited)	1百万シンガポールドル	シンガポールにおいて、内外の有価証券等にかかる投資顧問業務およびその他付帯・関連する一切の業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

(3) 投資顧問会社

委託会社から、マザーファンドの運用指図権限の委託を受け当該ファンドの運用（投資一任）を行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
ファンドの基本的性格など
ロゴ・マーク、写真、イラスト、図案およびキャッチ・コピーを採用することがあります。
委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
目論見書の使用開始日
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9) 交付目論見書の手続・手数料等に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
当初元本額についての記載。
基準価額が日本経済新聞に掲載される旨および掲載略称。
所得税には、復興特別所得税が含まれる旨。

独立監査人の監査報告書

2025年3月3日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 稲葉 宏和

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 財務諸表に対する意見表明の基礎となる、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月3日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 高見 昂平

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているイーストスプリング・ジャパン中小型厳選バリュース株ファンドの2024年7月30日から2025年7月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング・ジャパン中小型厳選バリュース株ファンドの2025年7月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2025年9月2日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 稲葉 宏和

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の2025年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間財務諸表に対する意見表明の基礎となる、中間財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。